

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年6月22日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 大分県杵築市熊野1-111
氏 名 大分キヤノンマテリアル株式会社
代表取締役社長 堅志 英之
電話番号 0978-64-2111 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大分キヤノンマテリアル株式会社 杵築事業所
事業場の所在地	大分県杵築市熊野1-111
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①□事業の種類	業務用機械器具製造業
②事業の規模	非公開
③従業員数	614名 (平成29年3月末時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
排 出 量		
② 計画	(これまでに実施した取組)	
	別紙3のとおり	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
排 出 量		
② 計画	(今後実施する予定の取組)	
	別紙3のとおり	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各職場及びリサイクルセンターに種類毎の分別ボックス・表示設置 <廃プラスチック類、廃油、引火性廃油、廃アルカリ、汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、汚泥・金属くず、木くず>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の種類は現状と変わらない見込み ・新規種類が発生する場合は、都度分別ボックス・表示設置予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	926.139 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			
・水処理施設から発生する汚泥の脱水化			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	924.872 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			
・水処理施設から発生する汚泥の脱水継続			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t		
(これまでに実施した取組)					
※埋立処分・海洋投入処分は実施しない					
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t		
(今後実施する予定の取組)					
※埋立処分・海洋投入処分は実施しない					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（平成28度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり			
全処理委託量					
優良認定処理業者への 処理委託量					
再生利用業者への 処理委託量					
認定熱回収業者への 処理委託量					
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					
(これまでに実施した取組)					
別紙4のとおり					

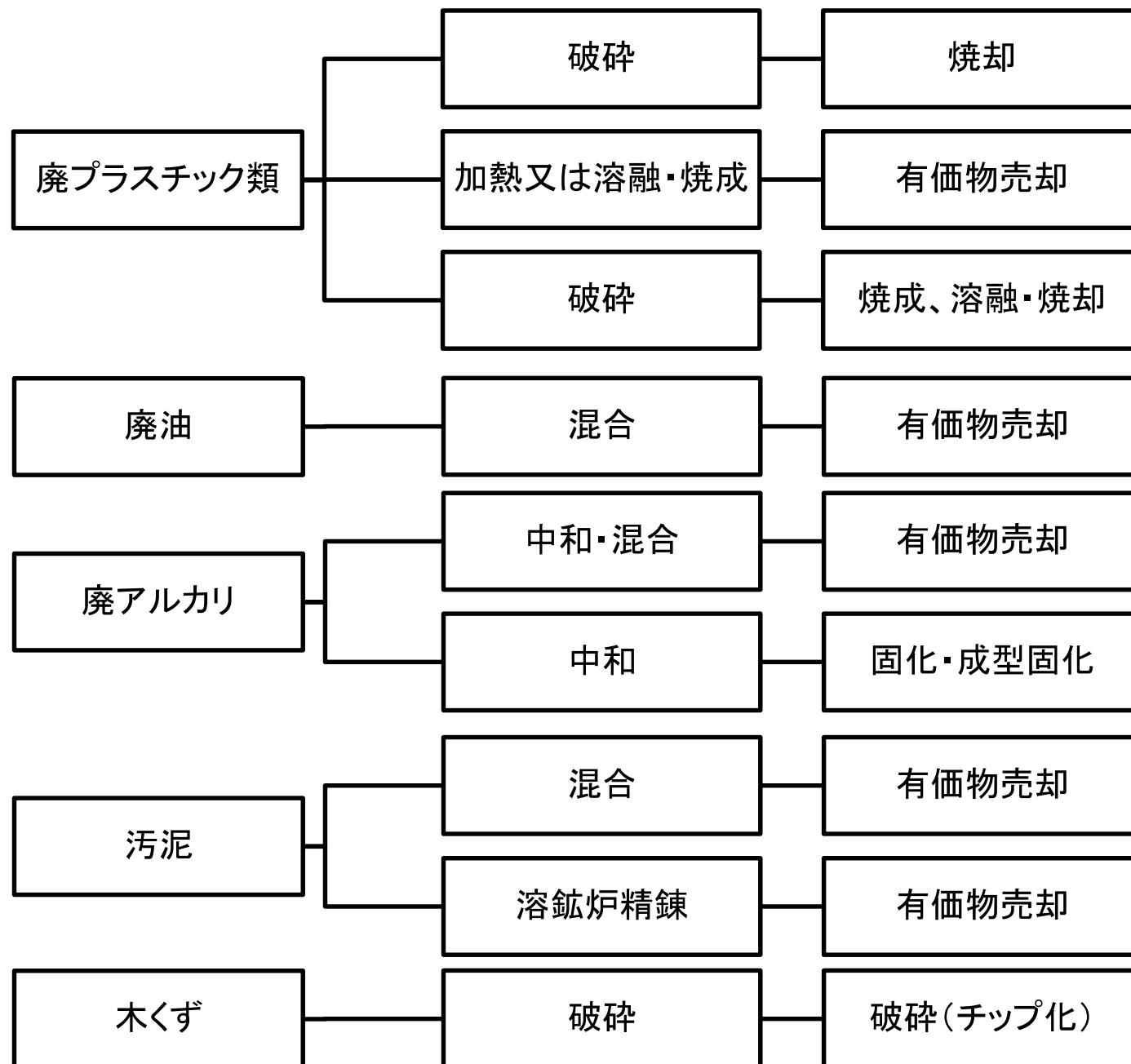
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	全処理委託量
	優良認定処理業者への 処理委託量
	再生利用業者への 処理委託量
	認定熱回収業者への 処理委託量
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
(今後実施する予定の取組)	
別紙4のとおり	
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

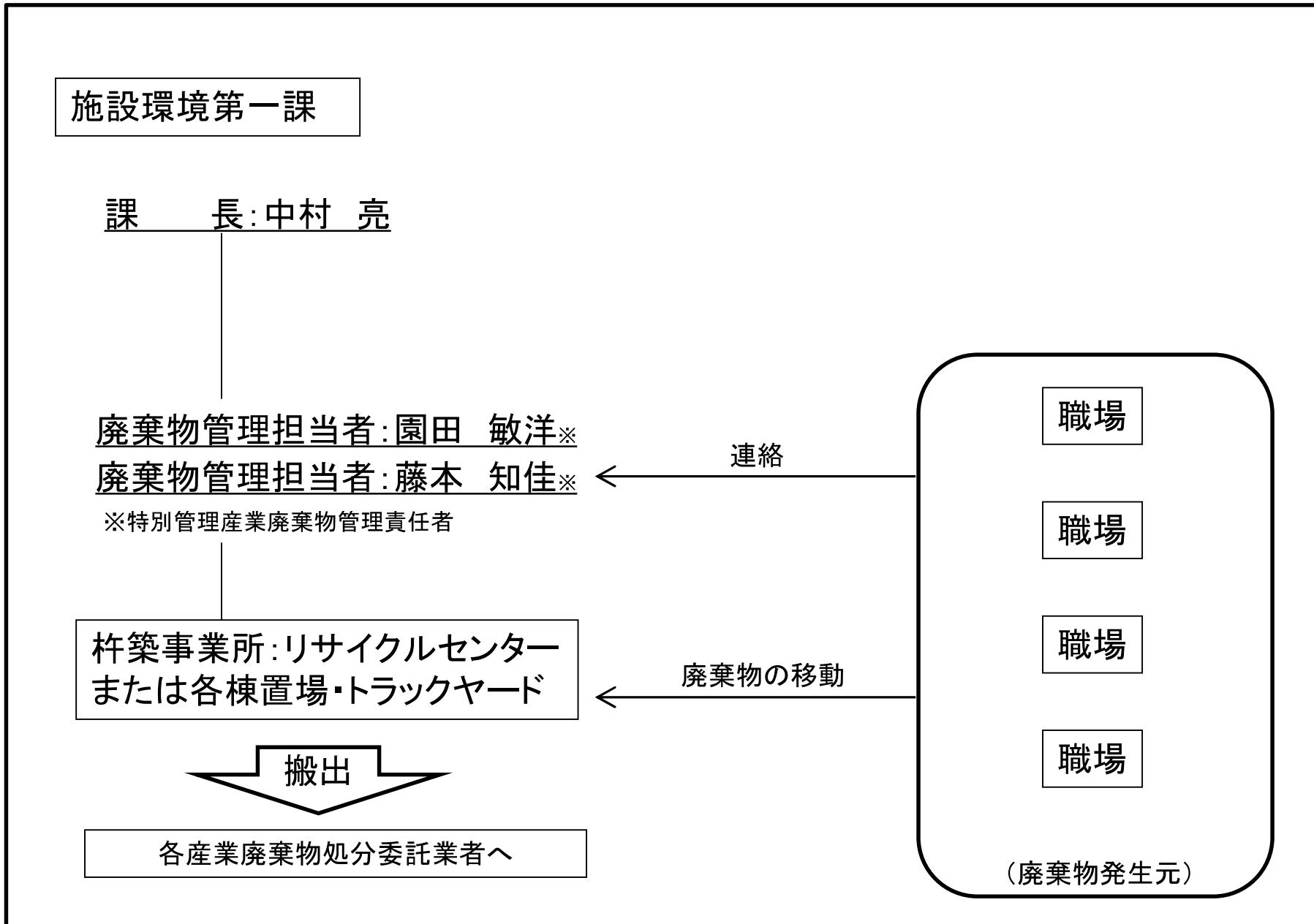
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙1



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙2



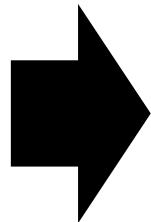
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙3

種類	廃プラスチック類	廃油	廃アルカリ	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥・金属くず	木くず
①現状	排出量	153.974 t	14.546 t	199.176 t	1209.529 t	0.749 t	0.400 t
②計画	排出量	133.305 t	13.326 t	340.204 t	1186.771 t	0.710 t	0.314 t

(これまでに実施した取組)

- ・「排出物削減分科会」運営による排出量の削減
(新しい削減活動アイデアを隨時募集し、実施する)
- ・機材/備品類等の社内リユース、リデュースの促進
- ・社員に対する廃棄物教育による意識レベルの向上
(適宜内容を見直し、実施する)
- ・製造工程、設備運用見直しによる排出量の削減
- ・有価物化による産業廃棄物の排出量削減
- ・産業廃棄物の社内再利用による排出量削減
- ・使用済みカートリッジのリサイクルによる部品の再利用
- ・使用する原材料、薬品等の削減
- ・使用済みカートリッジの回収依頼
- ・リサイクル電池の回収依頼



(今後実施する予定の取組)

- ・「排出物削減分科会」運営による排出量の削減
(新しい削減活動アイデアを隨時募集し、実施する)
- ・機材/備品類等の社内リユース、リデュースの促進
- ・社員に対する廃棄物教育による意識レベルの向上
(適宜内容を見直し、実施する)
- ・製造工程、設備運用見直しによる排出量の削減
- ・有価物化による産業廃棄物の排出量削減
- ・廃油の有価物化
- ・産業廃棄物の社内再利用による排出量削減
- ・使用済みカートリッジの回収依頼
- ・リサイクル電池の回収依頼
- ・製紙用機パレットの回収依頼

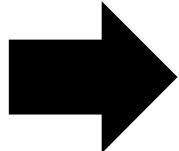
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙4

種類	廃プラスチック類	廃油	廃アルカリ	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥・金属くず	木くず	
①現状 【前年度実績】	全処理委託量	153.974 t	14.546 t	199.176 t	145.670 t	0.749 t	0.400 t	7.250 t
	優良認定処理業者への処理委託量	9.060 t	1.500 t	192.280 t	67.850 t	0.129 t	0.000 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	144.914 t	13.046 t	6.896 t	77.820 t	0.620 t	0.400 t	7.250 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
②計画	全処理委託量	133.305 t	13.326 t	340.204 t	134.449 t	0.710 t	0.314 t	6.229 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	327.790 t	37.037 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	133.305 t	13.326 t	12.414 t	97.412 t	0.710 t	0.314 t	6.229 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

(これまでに実施した取組)

- ・全ての産業廃棄物は再資源化し、埋立処分は行わない
- ・キヤノングループ基準に則って処理業者を厳格に選定し、廃棄物の適正処理を委託する
- ・定期的に業者巡視を行い、廃棄物の適正処理実施を確認する



(今後実施する予定の取組)

- ・全ての産業廃棄物は再資源化し、埋立処分は行わない
- ・キヤノングループ基準に則って処理業者を厳格に選定し、廃棄物の適正処理を委託する
- ・定期的に業者巡視を行い、廃棄物の適正処理実施を確認する